

第三十四回国会 衆議院 商工委員會議録 第二十七号

昭和三十三年四月五日(火曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事 大島 秀一君 理事 長谷川 四郎君

理事 南 好雄君 理事 田中 武夫君

理事 松平 忠久君

鹿野 彦吉君

關谷 勝利君

細田 義安君

板川 正吾君

櫻井 奎夫君

多賀谷眞君

北條 秀一君

出席國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君

出席政府委員

農林政務次官 大野 市郎君

通商産業事務官 樋詰 誠明君

(石炭局長)

委員外の出席者

厚生技官 石橋 多聞君

(公衆衛生局長) 境衛生部水道課長

農林事務官 正井 保之君

(農地局参事官) 橋 武夫君

農林事務官 橋 武夫君

(振興局参事官) 井上 保君

通商産業事務官

(石炭局参事官) 井上 保君

労働事務官

(職業安定局失業対策部企画課長) 住 榮作君

専門員 越田 清七君

本日の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出第八五号)
石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外
二十二名提出、衆法第三号)

○中村委員長 これより會議を開きま
す。

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置
法の一部を改正する法律案、勝岡田清
一君外二十二名提出の石炭鉱業安定法
案の両案を一括議題とし、審査を進め
ます。

前會に引き続き質疑を続行いたしま
す。多賀谷眞君。

○多賀谷委員 石炭局長より昭和三十
八年度石炭需要及び供給量調査につ
いてという資料をいただいたわけだ
けれど、なるほど地域別の需要、そ
ういふ面については詳細に載ってお
るわけですが、そのことが千二百円引
き下げなければならぬという、しかも中
京地区においてもあるいは阪神地区に
おいてもあるいは京浜地区において
も、大体千二百円下げなければならぬ
という根拠を見出すことがなかなか困
難で、資料は一応きわめて明細に出
ておりますけれども、それがなぜ千二百
円になるかという点がきわめて不明確
である、議論が飛躍しているわけだ
す。どうも私たちが納得できないよう
な気がする。もう一度御説明願いた
いと思ふのです。

○樋詰政府委員 この資料の中には、
価格の差が一五%の場合どうなるか、
一八%の場合どうなるか、あるいは二

〇%の場合あるいは三〇%の場合とい
ろいろなふうに分けて、石炭に対する
需要が、一体どのくらいあるかとい
つたようないろいろな面からの検討を
したわけでありまして、大体千二百円と申
しますのは、これは京浜地区における
石炭の値段が石油の価格に比べて一
五%引き程度というものに相当する数
字ということになります。これはきの
う申し上げたと思ひますが、三十三年
一カローリ当たり炭価というものは九
十七銭、それから石油の一カローリ
当たりの価格も、たまたま九十七銭だ
つたわけでございます。それを將來石油
は九十銭程度になるのではないかと
いふふうに考えまして、そしてメリッ
トの差一五%ということになると、大
体七十七銭くらいになるわけございま
す。この千二百円、これはカローリに
換算いたしますと十九銭ということに
なりますので、九十七銭から十九銭引
くと七十八銭、大体一銭進みじやない
かというお話がございまして、七十七
銭と七十八銭ということであれば、ほ
ぼ均衡し得るのではないかと。特に今後
メリットの差が一〇%以内にとどまる
であろうと思ひますが大型のボイラー
といったようなものがふえて、小型の
ボイラーがだんだん少なくなるとい
うようなことを考えて参りますと、あ
るいは一五%と一〇%の範囲内でとど
まり得るかもしれないというふうにも考
えられます。これらのことをいろいろ
と勘案いたしましたして、大体九十銭の油
に對抗するために七十八銭程度で

京浜地区で売られる必要があるとい
うことから、石炭の価格を千二百円下
げろといったような審議會としての結
論が出されたというふうに、私は理解
いたしております。

○多賀谷委員 そういたしますと、七
十七銭というのは中京及び阪神では幾
らでありますか。

○樋詰政府委員 これはきのう申し上
げたのでございますが、若干値段は下
がるということになるかも知れませ
んが、大体われわれが考えておりまし
たときには、京浜、阪神、それから中
京という三市場それぞれ千二百円下
げるといふことを一つの目標にいたし
まして作業を進める、それから業界の方
の合理化態勢を整えるということだ
やつてきたわけでございます。全国
の石炭の四割を占めておりますいわ
ゆるリーディング・マーケットと称され
るこの三つの市場における価格が千二
百円程度下れば、これは確実に石油
と競争できるもの、そういうふうに考
えられるわけでございます。

○多賀谷委員 實際京浜地区で七十七
銭の場合は阪神地区では幾らわけ
しょう。普通阪神地区の販売価格とい
うのは、現状においては京浜地区とは
差があるはずですね。その場合は阪神
地区では幾らになるのかと、こう聞
いてはいただけます。

○樋詰政府委員 これはもちろんその
ときそのときの阪神並びに京浜地区の
市場における価格というものは違つて
おりますが、しかし、たとえば値段を

上げたりあるいは下げたりということ
の場合には従来値下げの額そのものに
ついては、それぞれの市場ほとんど同
じ額を下げるということをやつてお
つたので、われわれは千二百円下げる際
には大体阪神も中京も京浜とほぼ同
程度に下がるのじゃないか、そういう
ふうに考えたわけでございます。今お尋
ねの価格につきましては、京浜が九十
七銭でございますときに阪神は八十
九銭、それから最近阪神が八十六銭
で京浜が九十四銭、ずっと大体八銭程
度の差をほとんど持つていたというこ
とで、今後京浜で千二百円下れば、
やはり向こうも千二百円下がつてカ
ローリ当たりの差というものは、ここ
にございまして入換ばかりの差が
ございまして、その差は同じで、も
のものが変わつていく。具体的に申
上げますと、九十四銭ということ
千八百十四円というものでございま
して、これは京浜、それから阪神が五
千三百四十三円ということになります
が、京浜で千二百円下がつて、三十
三年の基本的価格といふもので参り
ますと、京浜が大体六千五百円程度
でございます。それに対して阪神が五
千五百円程度でございますが、約五百
円の差があるわけでありまして、將
来千二百円下がる際には、京浜で四
千八百円、それから阪神で四千三百
円というふうなものを考えるのが一番
な考へ方じやなかろうか、こういう
ふうに考えております。

○多賀谷委員 そういたしますと、京

鉦法がなくなりましただととも、さらに構想を新たにして、できるだけ早く鉦害を解消するといったような方策を講ずる必要があるではないか、そういうふうに考えております。

○多賀谷委員　臨鉦法がなくなります昭和三十七年にまだやはり百五、六十億残るということでございますので、これはぜひ一つ臨鉦法の精神をくんで、法律を恒久的にしてもらいたいということを要望するわけです。

次に、整備事業団の事務処理の問題であります。整備事業団の処理が非常に事務的におくれるわけです。はなはだしきは、一昨年の八月ごろ労働者

を解雇しておるのにもかかわらず、まだ買い上げの決定ができない。そうして離職金すらもらえない、こういう状態になつておるわけです。この合理化法案ができません際には、一応買い上げ申請をして、決定してから解雇をするというのが大体法の精神であつたわけですが。ところが現実には、解雇をされた後二年になるけれども、まだ買い上げの決定ができないで、離職金すらもらえないという状態は、非常に遺憾だと考へるわけです。私は鉦害の処理の問題が、最も事務的にはかどらない原因をなしておると思ふわけです。これについて今後どういふようにしていけるつもりであるのか、たとえば買い上げ決定するまでは、労働者を解雇してはならぬと、こういうふうに指示されるのか、あるいは労働者の分だけ早く処理する、こういうつもりであるのか、その点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○通話政府委員 今御指摘のように、昨年の秋以来、特に鉦害関係といったようなものでいろいろ紛争が起つてきて、険悪な状態を呈したといふような事情等もございますので、それにかんがみまして、従来鉦害関係の人間が当初はたしか五、六名だったと思ひますが、三十一年の一月には課長外三名で、合計四名でやつておりました。鉦害関係の人間を、その後逐次増加いたしました。現在四十名の人間で、できるだけすみやかに鉦害関係の問題をはつきりとケリをつけるということによつて、買い上げの促進をはかるというふうな業務の態勢を整えてございまして、これからは、この非常に増員された人間というもので能率的に事を

運んで参りますれば、従来のように、鉦害関係がなかなかちががあかないために買い上げがおくれるといつたようなことは、改善されるのではないかと考へまして、事業団を督促して能率的な業務の進捗を、今後ともはかつていきたいと思ひます。

○多賀谷委員 この離職金ですが、離職金の支払ひまたは問題になりました炭住引き揚げ資金といふですか、あるいは移住資金といふですか、そういう事業団の出す分です。これについては、買い上げが大体事業団において決定を見る、予想がつくといふことで、事業団の判断にまかして、一つ離職金やそれらの資金を先に払うといふことはできないものでしょうか。

○通話政府委員 これは労働者の立場から考へますと、確かに非常に気の毒で、今御質問のようなことを、われわれも情において、してやりたいと思つておるわけでありまして、しかし実際問題として、鉦害を初めその他の債務をきつめて、結局は話し合ひがつかぬで、事業団に買い上げてくれと持ち込むこと自体がだめになるといつたようなケースも出て参りますので、一応契約予定日をきめて、その予定日におつた人は、契約が正式に締結されたならば、離職金を調印のときに払うといつたような措置はとつておりますが、はたして契約が締結されるかどうかまだわからぬといふときに、あらかじめ離職金を払うといふことは、あるいは買わないといふたようなことも起るかも知れぬといふような事態を想像いたしますと、そこまでの踏み切りはよいといふしかねるというので、今まで

通り契約予定日をきめて、その契約のときまではいなくていい、しかし契約がされたならば、予定日にさかのほつて、そのとき現在おつた人に払うといふ現行制度を続けざるを得ないのではないかと考へております。

○多賀谷委員 実私の質問が悪かつたのか、ちよつと誤解があるようですけれども、実際は労働者はもう全部首を切られておるのです。そうして失業保険ももらつた。それももう期間が切れておる。そうしても結局拾ひ仕事をしておる、こういう形なんですね。しかし会社との関係は、首を切られておるのですけれども、まだ離職金とか退職金とか未払い賃金をもらつていない、こういう状態、事業団の方も大体を押しつたのだか、二、三名あるけれども、なかなかむずかしい。しかも、もうしるるに返して御破算にするようなことは考へられない、こういう場合、便法的に一つ離職金とかその他の資金を支払う方法はありはしないか、こういうことを質問しておるわけ。

○通話政府委員 確かに大部分の場合には、予定通り、いろいろ難航の末とはいひながら、やがては買い上げになるというケースが多いと思ひます。しかし、場合によりましては、結局話がどうしてもつかぬで、申し込みは一応したけれども、債務処理が折り合ひがつかぬために、事業団への買い上げ申請を断念せざるを得ないといつたようなことも、これは考へられますので、そういう場合には、事業団としては、全然自分の手で買い上げなかつた人間のものどうまで見る、これは従来から

たびたび労働者に対する援護措置といふことはやつてあげておりますが、しかし事業団は援護を主たる業務とする事業団ではございませんので、買った人間については、離職金なりあるいは退職金の優先的な支払ひなりといふことを通じて、いろいろ援護の手は伸べますが、しかしこの範囲を出て、買わないかも知れぬといふところまでやるのは、事業団の仕事としては行き過ぎじゃないか。やはり現在の事業団として、正式に買い上げたときになつて初めて必要な金を支払うといふのが精一ぱいのことで、それ以上のものが労働者のためにかつて立てかえ払いをするといふたようなことは、むしろ適当ではないのではないかと考へます。中途までのいろいろな資金といふたものを別途世話するといふのが精一ぱい、こう思つております。ただ、政府といたしまして、極端に業界同士の話し合ひ、現地同士の話し合ひといふものにまかして、いつまでもちががあかぬなら仕方がないといつたようなことでございまして、たとえば北海道の大和炭鉱の場合には、現地の通産局長も中に入りまして、それで関係者間の話し合ひができるだけすみやかにつくりよといつたようになつておるわけで、今後必要があれば、政府はそういうたような意味で、できるだけ早く買い上げ締結ができるようにといふたような援助の手を伸べていきたい、こう考へております。

○多賀谷委員 実は大正、この法律ができますときには、一応建前としましては、買い上げを申請して、買取が決定したときに解雇をするといふ建前であつたわけですが、ところが、現実の問題として、すでに解雇をしてから買い上げの申請をし、そしてその申請が二年も決定しないという状態なんです。労働者の方は一応解雇されておられますから、その解雇された労働者といふのは、ほとんど未払いの賃金を払つてもらつてない、あるいは退職金も払つてもらつてない、こういうことで生活も困りますから、失業保険を受給せざるを得ない、失業保険の受給をいたします。その失業保険の受給もとくに期間が切れまして、そして会社にかたりの金銭の債権を持つておるにかかわらず、何らもらえないために、生活の立ち直りもできない、要するに移動もできない、こういう状態なわけです。そこで、法律の立て方としては、一応買取をするまでは解雇してはならぬといふことは書いてありましたが、でも、そういう趣旨で作つてあるわけですが、今申しましたように、二年も事務が停滞をして、これはなまけたといふ意味ではありませんが、実際の問題として鉦害関係の処理ができないという形でおくれている。そこで離職金とかあるいは事業団が払います移転資金といふものを、事業団の方で十分——これは最終的には買取になるし、その事業団の責任において一時離職金あるいはその他の資金の立てかえをする、こういうことができればどうか、これをお聞かせ願ひたい、こう言つておるわけ。

○池田国務大臣 この事業団は援護機関ではございませんので、一時立てかえその他のことはなかなか困難じゃないかと思ひます。そういうことは、事

業団といふことよりも、労使の間で話し合いをつけるべきだ、政府がその点まで考へるという事は、今の建前からいけば少し行き過ぎじゃないか、大体でございますけれども……。そういう例の起こらないことを、まず考へることがほんとうにございませぬか。

○多賀谷委員 業者といひましても、支払い能力があるような業者なら問題ないのですが、さか立ちをしても何も出ない、こういう業者なものですから困つておるわけです。現実にはもう労使で解決されるような問題ではない。経営者の方も、事業団に申請をしましてから後は、労働者に対して交渉するといふようなことは、実際問題としてない。それは事業団まかせである、こういう状態であります。そのことは、その使用者の態度というものについては問題があるでしょうけれども、現実の問題としてはそういう事情であります。そこで事業団の方で何か——実際は金で、早く払つてやれば労働者の方も更生ができるわけです。そして生活にも区切りがつくわけですが、その未払い金やあるいはまた未払い退職金、さらに離職金という、もらへるお金があるものだから、そこにおる。その金をもらわなければ移動ができない、こういう事情なんです。ですから事業団の方で責任を持つて——

○多賀谷委員 業者といひましても、支払い能力があるような業者なら問題ないのですが、さか立ちをしても何も出ない、こういう業者なものですから困つておるわけです。現実にはもう労使で解決されるような問題ではない。経営者の方も、事業団に申請をしましてから後は、労働者に対して交渉するといふようなことは、実際問題としてない。それは事業団まかせである、こういう状態であります。そのことは、その使用者の態度というものについては問題があるでしょうけれども、現実の問題としてはそういう事情であります。そこで事業団の方で何か——実際は金で、早く払つてやれば労働者の方も更生ができるわけです。そして生活にも区切りがつくわけですが、その未払い金やあるいはまた未払い退職金、さらに離職金という、もらへるお金があるものだから、そこにおる。その金をもらわなければ移動ができない、こういう事情なんです。ですから事業団の方で責任を持つて——

け関係者の話が早くつくつていふことを念願いたしまして、通産局が関係者の間のいろいろなあつせんとかいったようなものについてのめんどろを見ろという事はできるだけいたしたい、こう思つておりますが、しかしどうしても話がかぬで、あるいは破談になるかもしれないといったようなものについて、あらかじめ買ひ上げるといふことを前提にして離職金といったようなものは、現在の事業団としては払うわけにはいかない、そういうふうに考へております。

それからこれは申し上げるまでもありませんが、解雇しちゃつてから事業団に話を持ってきたといふことがありまして、これは離職金は払わないといふ建前になっておりますので、一応事業団に申し込んで、大体契約の日現在におつた人に離職金を払うというものが本筋でございまして、それではいろいろ時間が大へんだらうといふことか、便宜契約予定日をきめて、その予定日におつた方、申し込みをしてから予定日に在籍していたという方に対して払うことにいたしてありますから、まず首を切つちやつて路頭に迷はれておいてから、事業団に売り込みにくるといった例は、全然ございませぬ。

○多賀谷委員 申請をしてから解雇して、そして放置されておる状態なんです。時間的に私が先ほど申しましたのと若干食い違いがあるかもしれないが、現実の問題としては放置されておる。申請をして直ちに解雇をして、そして失業保険をもらつていふといふのが現実です。それも便宜的に予定日といふものを作つておるだけで、現実はそのときに解雇されているのです。

よ。ですから事実問題としては、私は同じ問題だと思ふ。実はその通りなんです。ただ便宜的にその点を取り扱いとして行なつていただけですから、これは私は法の精神とは異なつた実情にある、こういうことを申し上げておるわけです。

そこでその次に、賃金の未払いあるいは退職金の未払いというものは、この前から話しておるのですが、きわめて膨大なものがあるわけですね。たとえば例を引きますと、ある炭鉱では、大体買ひ上げ代金が三千万円程度あるのに、鉱害が四千万円程度ある。さらに労働者の退職金その他いろいろなものを合せて二千万円程度ある、こういう場合に、鉱害優先ですから、労働者の方はほとんどもらえないんです。これについてはこの前から研究を願つておるわけですが、さつぱり名案がないわけですが、政府は、このたびは政府独自に助成金を出されるのですから、これについても、私は社会政策的な何らかの便法があるんじゃないか、かように考へるのですが、一つ大臣から御答弁願ひたいと思ふのです。

○池田国務大臣 労働関係法のあれで、賃金の先払いといふことは行なわれておると思ひます。今の買ひ上げの問題につきまして、鉱害と賃金との問題、これは一応きまつておると思ひますから、それに従つていくよりほかには、ただいまのところできないんじゃないか。炭鉱の合理化のために政府が補助金を出すのだから、多賀谷さんの言われるように、こういう問題も出しただらうかといふのでございまして、よくけれども、ただいまの財政の立場から

言つてなかなかむずかしいのじゃないかと思ひます。

○多賀谷委員 十分御理解ないようです。それからつと説明しますと、実は鉱害は一般債権ですから、債権としては順位から言へば後順位にあるわけですが、ところが鉱害の場合は、事業団と連帯責任の関係で優先的に扱つておる。これはやむを得ぬと思ひますけれども、優先的に扱つておるという形になるわけです。これは債権から言つて後順位にあるけれども、事業団との連帯債務になつておるから、それを優先的に差し引くという形になるわけですね。そこで一番困るのは労働者でして、鉱害の方はほとんど全部持つていく、そうすると労働者の賃金というものは、ほとんど残らないわけです。現実の問題として、先取特権も何も問題にならない。その前にまだ公租公課がある。そこで私は、鉱害を連帯債務があるといふので優先的に取り扱うならば、法律論としてはあるいは必ずしも名案ではないと思ひますけれども、むしろ賃金その他の労働者の債権を事業団との連帯債務にすれば支払つてくれますかと、こう言ひたいくらい、労働者の賃金は、現実には非常に低く扱われておるわけです。二千万円も債権があつて、実際は百万円程度しかもらえないのですよ。二千万円未払金があつて、百万円程度しかもらえない。こういうことで、一体合理化法案の出るときにの精神といふものは全く踏みにじられておると思ひます。これは労働者が困つておるからといふことなのですね。ですから、その趣旨から言ひなれば——今まではいわば業者だけが出しておつた資金、開発銀行の金利を安く

したといふのは、必ずしも業者だけとは言ひませぬけれども、形式的には業者だけが出したといふ形になつておる。今度は政府からの助成金があるのですから、少し社会政策的な意味を加味して、全部が全部とは言ひませぬけれども、若干それにゆとりを持たされてはどうか、こういうことを申し上げておるわけです。

○樋詰政府委員 今お話ししましたように、鉱害は、鉱業権者が連帯責任者として自身自身の債務、こういうことになりまして、一般の破産の場合に債権者債務を相殺できると同じような観念で、まず事業団の方で相殺するといったような形式で、優先的に鉱害を処理するといふことになつておるわけでございますが、賃金の方は、これは前の鉱業権者の債務で、これは事業団からすれば何ら引き継ぐべき筋合いのない債務、そういうふうに考へております。もし今御指摘のような格好で、事業団に賃金の未払い分について連帯責任を負わしたらどうだといふことになりまして、それをいいことにして、とにかく賃金は六カ月分までは事業団で払つてくれるんだから、そういうふうなことでむしろ計画的に賃金を払わぬで、しかしお前たちあとから事業団にだけは救われるのだといふような、非常に悪質な人間をはびこらせるような、かえつてマイナスの結果を生じはしないか、こう考へられますので、現在の段階におきましては連帯責任を事業団に負わせるといふことは私は不適当ではないかと考へております。

○多賀谷委員 レア・ケースを取り上げて反論されるといふのはいかぬと思

う。そのことは鉱害でも同じです。どうせ事業団がやってくれるからというので、鉱害をほとんど処理しておらぬでしょう、現実には。鉱害代金を払ってないでしよう。正常な経営なら鉱害代金を払ってはおらずで、正常な経営より以上に、はるかにオーバーするような鉱害というものは、これは将来事業団に買い上げてもらえはいいという気持ちで鉱害を復旧してない。資金にも同じことが言えるとおっしゃるなら、逆に鉱害にも同じことが言えると思うので、そういうレア・ケースはやはり別の観点から制限し、セーブすべきものであって、私は政策論の立て方としては、それは鉱害と同じじゃないかと思う。そこで、実際何としまして救ってやりたいが救う方法がないもので、政府がこのたび助成金を出されるならば一つ社会政策的に、全部とは言いませんが、若干でも未払い賃金あるいは退職金の一部分を何か優先的に考慮できるように考えられたい。どうだろうか、こういうことを申し上げている。それは今度政府が助成金というものを出されるから、いわば業者だけの金ではないから、そういうことが考慮をされてもいいんじゃないか、こういうことを申し上げているわけですが、一つ大臣、御答弁を願いたい。

○池田国務大臣 私はいささかではなかなかならずかしこいと思います。

○多賀谷委員 これは一つ大臣にもよく事情を話して研究していただきたいと思うのですが、これは実際あわれな話なんです。やはり一人当たり二十万円から賃権を持つておるのです。そしてその炭鉱なんかはかなり長い間作業をしておりました炭鉱で、戦前か

らやっておった炭鉱で、その労働者はその賃金をもらえれば、あるいは手当がもらえれば十分更生できるのです。それが更生できないというの、結局それがほとんどない。一人当たり五千円程度しかもらえない。こういうことで、ここにいろいろの問題が起こつておるわけなんです。これについてはいずれとくにお話をして研究をしてもらいたいと思います。

次に援護会法の点であります。これは合理化法案と関係がありますが、一言お聞かせ願いたいと思うのです。この炭鉱労働者、すなわち援護会が対象としております。離職者のうち、かつて炭鉱に働いておったというその範囲が、私たちが立法をするとき考えておりましたのと、現実に行なわれたいのは非常に違うわけですが、この点一つお聞かせ願いたいと思うのです。

○住説明員 臨時措置法第二条の炭鉱労働者の定義でございまして、これは法律にも書いてございまして、これに「石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する労働者」ということになっております。この範囲につきましても当然のことでございますが、石炭の掘採の準備、掘採、掘採後の処理というように炭鉱における一連の基本的な工程に属する作業、これは当然含まれるわけなんです。さらに、こういった基本的な工程に付属して補助的に行なわれる作業、そういった作業に従事している労働者が第二条の炭鉱労働者であるというように考えております。

○多賀谷委員 石炭鉱業合理化臨時措置法には炭山労働者という言葉が使つてあります。これと範囲は違ふんでは。炭山労働者という場合と、それから炭鉱労働者、これは名前の違いですけれども、趣旨は同じですが、少なくとも石炭鉱業合理化臨時措置法と炭鉱労働者臨時措置法とは労働者の範囲は同じでなく、ちやならぬと思うのです。政府はなるべく狭く解釈すれば財源が浮くからいいようなもの、これはどうもわれわれとしては納得ができません。

○住説明員 臨時措置法の労働者の考え方は、御承知のように炭鉱労働者が他の労働者と特殊な環境条件なり身体条件なり労働条件にあって、そういった方々が離職した場合に他の労働者と異なつた特別な対策を要する、こういう観点から臨時措置法では炭鉱労働者を考へておるわけでございます。従いまして法の趣旨からいいますと、炭鉱労働者を考へておるわけでは、合理化臨時措置法とはやや考え方を違へておるという点もあるかと存じます。

○總詰政府委員 合理化臨時措置法の関係におきましては、これはそこで働いている人間は単に肉体労働者でなく、ある程度ホワイト・カラーといつたような人間でも、掘採の労働者と同じようにやはり賃金の未払いといったようなものは受けておるであろうというところで、未払い賃金等のある者はかわいそうだから一つ払つてやろう、あるいは炭鉱自体が全部なくなつてしまつたわけでございますので離職金を払つてやろうというところで、一応ここに働いている人間は、全部離職金あるいは未払い賃金の優先支払いの対象にするということ、その意味において今労働省の方から御説明のありました離職者の臨時措置法の場合と若干異なつて、こちらの私の方の合理化法の方が労働者の範囲が広くなるということになっております。

○多賀谷委員 この法律によると、「石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する」というのが離職者法ですね。合理化法の方は業務に従事する、語句からいうと「作業」という字と「業務」という字の差だけですが、しかし私は文句を言うわけではありませんが、問題は炭鉱労働者というものが特殊な作業環境にあってたというよりも、やはり一定地域に多数発生した失業者の問題を救済するといふのが、この法の精神だと思ふんです。離職者法は、何も炭鉱労働者が特殊な作業環境にあってたといふことだけじゃないです。要するに、一定地域に多数発生しておるのを分散政策をとらうといふのが、私は主たる法の任務であり、目的であると思ふのです。その点においては、直接炭鉱の特有な仕事だけじゃない。坑外雑夫のように、私は、この選炭とかあるいは炭鉱だけでなくて、よその工場にもある労働者という場合も、救うべきじゃないかと思ふ。今ホワイト・カラーの話をされましたが、ホワイト・カラーの話をされたのは、ホワイト・カラーの炭鉱の、坑外雑夫といつて、相当の職種があるのです。それはほとんど入っていないのです。たとえば炭に從事する者であるとか、守衛であるとか、あるいは番人であるとか、こういうようなものが入っていないで、要するに、そこに労働者を全国から工員募集をして集めてきたのですから、あの小さな地域に、ずいぶんの人

がいます。それを、炭鉱がなくなつたから、分散しなければならぬでしよう。ですから、それらの人を全部対象としてやらなければ、炭鉱は、坑内やあるいは炭鉱特有の者だけでやつておるじゃないですか。私はその範囲を増してやるのが至当だと思ふのです。

○住説明員 今申し上げましたように、炭鉱労働者につきましては、何も石炭の基本的な工程に属する作業に従事する労働者ばかりじゃなくて、そういった石炭のそれに関連して行なわれる関連部門の各種の労働者、これは排除をいたしております。そういうふうなものにしましては、今御例示なさいましたような職種、作業に従事している労働者は、この炭鉱労働者に該当したかと思ひます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように趣旨から、実際に即応して判定していくつもりで、現地にも指示いたしております。

○多賀谷委員 ホワイト・カラーの職員層だけのような印象を、石炭局長は持つておられるかもしれませんが、現実にはそうではないのです。あのやつていふ認定というものは、やつぱりかなりきびしいですね。炭鉱に特有であるかどうかということが、かなり判定の基準になっておると思う。ですから、職員ならばという感じがあるかもしれないが、現実には、たとえばここに書いてある作業に従事するといふものの中に、われわれとしては、政策的には含まなければならぬけれども、まあ労働省、大蔵省は、それを含むべきでない、これは炭鉱固有じゃないのだ、

こういふ話をされますと、炭鉱固有のものといふのは、あるいは六割程度しかないかも知れません。当然他の労働者が一緒になって炭鉱を経営していつておつたのですから、この点について、十分御配慮願ひたいと思います。

最後に一つ、職業訓練手当と生活保護法との関係はどうなりましたか、お聞かせ願ひます。

○住説明員 訓練手当と生活保護の関係でございますが、一つは、訓練手当がいわゆる実費弁償的なものではなくて、一つの収入と見るかどうかということ、いろいろ関係各方面とも検討したのでございますが、訓練手当の趣旨から考えまして、生活保護との調整につきましては、実質的に影響がないというように、解決いたしております。そして、そのように現地に指示いたしております。

○多賀谷委員 その通りでございませう。生活保護法の手当をもらつておる人も、職業訓練手当をもらつておる人も、こういうわけですか。

○住説明員 その通りでございませう。

○多賀谷委員 大臣に最後にお尋ねいたしたいと思ひますが、今度の政府の石炭政策を見ても、千二百円の引き下げをやり、算術計算ではありますが十万人程度の従業員は減少を考へられておるようであります。しかしこれだけの画期的な石炭政策をやられるについて、私は経営者の側の規制というものは何らなされてない。経営者の方は今の状態のままで、これだけの大改革をやらうとしておるところに、すでにこの石炭政策の合理化計画というものは破綻を来たす芽を持つておる、私はこう断言してもはばからな

いと思ひます。先日私は質問をしておりましたけれども、もう出発に於いてそれが達成できないような点が幾つも指摘できると思ひます。

それから懸案になりました問題が依然として解決してないという点です。

第一には、鉱区の調整の問題、これだつて法律的には一歩も前進してない。あるいはまた鉱区の合併の問題であり、さらにまた休眠鉱区の開放の問題もそうです。これらの問題は政策的に何ら手を打たれていない。現行のままでいくということになっておる。ここにも問題があるのじゃないかと思ひます。

それからその次の問題は、流通機構の問題であります。審議会等である御審議になつておるようでありませうけれども、これも私は、もう少し画期的な流通機構の政策を打ち出されないと、今のままの販賣網をもつて、ただそれに何らかの調整をしても意味がないではないか、かように考へるわけですか。この点どうなつておるか、現在の機構のままで合理化しようといつてもなかなか困難ではないか、私はこういふように考へるわけですが、これだけ画期的な石炭政策を打ち出そうとなさるならば、今まで懸案になつた諸問題を総合的に解決する必要があるのではないかと、それができなければ、私は、幾ら政府が説明をされ、作文を作られても、実際は困難ではないか、かように考へるのですが、その点お聞かせ願ひたい。

○池田国務大臣 今回の石炭政策の合理化臨時措置につきまして、経営者側には何ら施策をしてない、こういう御質問でございますが、金利あるいは貸付

その他、経営者側に対しましていろいろ手は尽くしておるわけでございます。お話を鉱区の問題、租賦権の問題、あるいは合併指示、こういう問題につきましては、御承知の通りたゞいま鉱業法の審議をいたしており、その結果を待ちたいと思つております。

また流通面につきましては、これまでお話を通り、なかなかやつかない問題でございます。これは先ほど来申し上げましたように、早く手のつけられる混炭、港灣施設その他につきましては今年度からやりますが、今後とも事態を調査いたしまして、徐々に流通面における合理化もはかつていきたいと思つております。

○多賀谷委員 鉱業法の基本的なあり方についての問題は、研究されていることは知つておりますけれども、私はそれでも間に合わないと思ひます。少なくとも昭和三十八年度に千二百円も下げようというならば、この際石炭だけでもさういふ今までの懸案になつておる諸条件を整へる必要があるのではないかと、こういうことを言つておるわけですか。今縦坑一つ開発しようといつても、鉱区を合併しようといつても私は知つております。あるいはまた、開発をするにいたしましては、鉱区が入り組んで非常に困難である、ある鉱業権者がどうしても聞かない、こういう場合にはどうにもならぬのですから、これも私は早く解決する必要がありますと思ひます。あるいは現在千七百万トン出炭している既存の炭鉱で三千万トン増産しようといふ計画がなされておりますけれども、これはやはり鉱区の調整をやらなければ

困難ではないか。もう隣のところまで来ておりましたも、自分の鉱区でないものですから掘れないで、その坑道はつぶしていくという炭鉱が幾らもあるのです。隣のところまで来ておるのですから、そのまま掘進をして、掘れば掘れるという状態です。私はこれらについても当然考慮してしかるべきではないかと思ひます。坑道をわざわざ捨てていくんですから。こういう諸条件の整備が可及的すみやかに行なわれる必要があると思ひますが、最後にその点を御答弁願ひたい。

○池田国務大臣 私はただいまのところ現制度で一応スタートして、計画は進めていけると思ひます。お話のような点につきましては、今の法制でも通産局長の勧告ができるのでございませう。全然手のつかないことはない。實情に沿ひまして適當な措置を講じていきたいと思ひます。

○中村委員長 次は井手以誠君。石炭対策については一通り申し上げておりましたので、本日は提案された改正案についての二、三点についてお伺いをいたしたいのであります。

大臣にまずお伺ひしたいのは、この通常国会で恒久対策は必ず提案すると言明になつておりましたが、大体たゞいままでお示しになつたこの改正案を中心とした対策で、恒久対策は一応間に合ふとお考えでございませうか。

○池田国務大臣 この合理化対策あるいはまたポイラー規制法、関税政策等によりまして、大体これでやつていくと考へております。

○井手委員 それでは重ねてお伺ひいたしますが、今日まで質疑応答のあ

りました炭価千二百円の引き下げ、これは昨日の委員会でもおおむねという言葉をよく使われておりましたが、おおむねでけっこうですか、ただいままでお示しになつた対策で、大体達成できるという確信がございませうか。

○池田国務大臣 大体達成できると考へております。

○井手委員 達成できるといふ確信がございませうならば、それでは三十八年度には流通面でのかなりの引き下げが可能であるか。これははつきりした数字はお示しにならぬでもけっこうですが、流通面でのかなりの、生産面でのかなりの可能であるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○池田国務大臣 ただいま御答弁申し上げましたように、流通面につきましてはなかなかいろいろな問題がございませうが、ただいまのところ千二百円は、三十三年を基準にいたしまして、生産、流通面でもこれだけ下げよう。生産面の方は一応の各山についての計画は立てております。流通面につきましてはまだ三十五年度の対策だけでございませう。今後流通の面につきましても十分検討を加えていつて千二百円に達するようにいたしたいと考へております。

○井手委員 千二百円の引き下げに確信ありとおっしゃいますならば、大体見当はおつきになつておるはずだと信じてますが、局長でけっこうです、流通面でのかなりの、生産面でのかなりの、その他の方策でどのくらいお見込みになつておるか、この点をお伺ひいたします。

○總詰政府委員 昨年石炭業界の方で

八百円CIF平均の価格を下げるという計画を発表したわけでございます。これはそれぞれの山のコストから積み上げて参りまして、流通経費は大体現状ということで出発して八百円下げるということをやったわけでございます。それに對しましてわれわれといったしましては、三十九年あるいは四十年に完成を予定されているいろいろな合理化工事を繰り上げて、三十八年中に完成させるということを実現することによりまして、それと並行する不況炭鉱の整理、プラスの面、マイナスの面をひっくりめると、石炭全体のコストにおいてさらに二百円程度は下げる、従いまして、山元において大体千円程度は三十三年よりも下げるという各山ごとの計算から、一通りの見通しを立てたわけでございます。それで残りの二百円でございますが、特に北海道から東京に持ってくる場合が一番高いのでございます。今生産性部会というところでいろいろ検討しておりますが、大体の今までの過程で申しますと、北海道から東京に持ってくる場合に二百円は流通面で下げる得るであろうという一応の検討の結果が出ております。これは明日生産性部会を開いて、会議の上でまた御討議願うということになっておりますが、一応業界の専門家等のいろいろ考えましたところでは、北海道から東京に持ってくる場合には二百円は下げる得るということでございます。そういうことでございまして、山元で千円近いものを下げることでございまして、大体CIF平均の千二百円というところは可能であろうと考えております。

〇井手委員 審議会の方の案も私は承知をいたしておるのでございます。流通面における値下げ可能な金額としては、今お話しのように北海道の方は二百四十、九州炭は百円、そうなりますと千二百円のうち、順調に流れて流通面において二百円と百円、残る千円以上のは生産面における合理化でなくてはならぬという結果になってくるのであります。それではその千円内外の炭鉱における近代化、合理化による値下げの内容はどんなものでありますか。能率の向上という労働強化の面ですか、その点を詳しく御説明いただきたいと思ひます。

〇通詰政府委員 御承知のように、今の石炭の能率は一人一月十四トン程度ということになっております。これを三十八年には大体二十四トン程度にしたい、そういうふうに考えております。それによりまして、大体先ほど申し上げた程度のプライスの引き下げが可能だろと思ひます。

〇井手委員 ただいまの十四トンを二十四トンに引き上げるには、どういう措置が必要になって参りますか。

〇通詰政府委員 これは各方面の合理化をやらなければならぬわけでございますが、工数にいたしまして、現在の工数の約六割程度になるような進、選炭その他いろいろな付帯業務があるわけでございますが、この各方面に能率的な設備を増強いたしますことによりまして、現在百トンの精炭を出しますのに百五十七工数かかっているわけでございます。これは三十三年の実績でございますが、それを三十八年には大体八十八工数まで、各段階を積み上げる結果、減らすという見込みが

立つたわけでございます。これでやりますと、先ほど申しましたように一人では二十四トン程度の出炭が可能かと存じます。

〇井手委員 労働時間などの労働条件は現行のまま、あとは近代化資金によつて、資金の面、設備改良の面で、それだけ能率が向上できるわけですか。

〇通詰政府委員 労働条件を特に今よりも悪くしようといったようなことは考えておりません。

〇井手委員 十四トンを二十四トンに引き上げる、それにはただいままでの御答弁によりまして、設備の改善が中心になって参りますが、その費用は幾らでありますか。その費用のうち政府から出さねばならぬ、いわゆる一般会計から今度の二十一億圓に引き出さなければならぬ資金は、どのくらい予定されておりますか。

〇通詰政府委員 大手十八社、これで大體五年間に約千四百億というものを考えております。それから今回の特別貸付金の対象になるであろうと思われ、最も骨格的な工事というものは、そのうちの二百億程度ではなからうかと思つております。

〇井手委員 千四百億円の所要資金、これは内容については昨日もいろいろ質疑応答がございましたが、そのうちに政府資金といわれるものは、一般会計あるいは財政投融資によるもの、別個に一つお示し願ひたい。

〇通詰政府委員 大體この法律によりまして近代化資金として七十五億程度、それから開発銀行、そういう財政資金それで約二百三十億程度のものを期待いたしております。

〇井手委員 私はその程度の資金で、とても十四トンを二十四トンに引き上げることが困難であると考えておりますが、そういう意見については省略をいたしまして、今御答弁になりましたものは大手でございますが、中小炭はどうか。

〇通詰政府委員 大體中小炭の方は、一年間に五十億から六十億というものを予定いたしておりますので、五年間で大體三百億程度のものが、大手以外に今後石炭炭業としては投入されるということになるだろうと考えております。

〇井手委員 中小炭に対する政府資金は、どういう計画でありますか。

〇通詰政府委員 中小炭に對します全体的なものは、御承知のように個々の機械、採炭機あるいは運搬機といったような機械設備を備える場合に補助します。で、大手のような骨格工事と違ひますから非常に予算は困難でございますが、われわれといたしましては三十四年度は大體三億五千万円程度の能率のいい機械を入れた、こう思つておりますが、それができまじたらば、来年度以降はさらに多量ともつとふやしていきたい、こう思つておりますので、全体の工事業といたしましては、やはり三十億程度の機械化ということ政府の援助のもとにやらせることができれば、非常に中小炭の能率化に資するのではないかと考えております。

〇井手委員 御存じのように、中小炭における生産面の合理化ということとはなかなか困難であります。實際問題として、骨格工事がなとおつしやいまして、その通り困難であります。その程度の資金で十四トンを二十四トン、これはもちろん大手のように参りませんけれども、それに近い能率を上げるといふことがその点可能ですか。

〇通詰政府委員 これは大手に比べまして比較的浅いところを掘つておるといった関係から、本格的な工事をしませんが、ある程度能率のいい機械を入れてやるということをやれば、中小は中小なりに能率の増強ということ、は、大手よりもむしろ場合によつては非常に早くできるのではないかと、大體全体といたしまして二十四トン程度の能率向上というところは可能であらうかと思つております。

〇井手委員 大臣にお伺いをいたしますが、お聞きのように生産面だけで千円前後の引き下げをしなくてはならぬという結果になって参りましたが、それでも大丈夫三十八年度にはそれに近い、おおむね千二百円前後の値下げが可能であると、今でも御確信をお持ちでございますか。

〇池田田務大臣 私はそういう目標で進んでおります。また可能と考えております。

〇井手委員 一応承つておきましよう。そこで、次にお伺ひしたいのは、改正案の第三十六条の三の「貸付金の相手方等」の第二項にありますが「石炭の鉱量並びにその石炭坑の近代化が完了した後にその石炭坑において掘採する石炭の生産能率及び生産費が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。」この条文であります。この貸付をしようとする、そのいわゆる条件であります一定の基準はどういふものでありますか。いわゆる鉱量、生産能率、生産費、こ

質果の評定によりますと千度以上はこれを放流してはならぬという規定がありますけれども、実際には励行されておられません。しかし灌漑水として利用できるものは大体三千度から四千度であらうと言われているのであります。ところがここに私は通産省の福岡通産局の文書を持って参っておりますが、各炭鉱に嚴重な指令を鉱山保安局その他から出しまして、完全な設備をやっても、古賀山炭鉱だけでも一万二千度に上がるであらうと言われておるのであります。これは文書にもここにちゃんと書いてある。これは福岡通産局の鉱務部長から来た公式の文書であ

ります。そういった被害についていわれる年々賠償がうまくいっていないのであります。陥没、脱水、陥没したまま、鉱害ということが認定されれば復旧工事ということもこれは可能でありますけれども、現在の鉱業法によりまする年々賠償においては、ほとんどこれだけの被害を炭鉱は補償してくれないのであります。この汚濁水による被害面積は大体多治市、多治町、北多治町など七ヶ部落の十五町歩に及んでおるのであります。通産局のこの公文書によりましてこの被害は年々増大するであろうといわれておるのであります。このことを炭鉱にかけ合いますけれども、なかなかあかぬ。いろいろな理由をつけて補償してくれない。いや、補償よりも汚濁水が水田に入らないようにしてもらいたい、そういう施設をしてもらいたい、たとえば井戸を掘ってもらいたいという要求をいたしても、なかなか実行してくれないのであります。この毎年拡大して参ります汚濁水の被害、これが第一点であります。特に農林省、お聞き願いたいと思います。

第二点は井水、灌漑水の枯渇であります。最近明治佐賀炭鉱、西井炭鉱、杵島炭鉱、古賀山炭鉱、これは幸か不幸か多治市の多治町は鉱区の境目になっておるのであります。その各炭鉱からどんどん掘進して参りますと、次に谷川の水、河川水が枯渇して参ります。私は昨年の暮れから今日まで二、三回ずつと各部落の井戸の水を見て回りましたが、井戸の水が枯渇して全然使用できないものが十三部落、二百戸に及んでおるのであります。しかも谷川の水は枯れて、使用水

になるものはございません。おそらくことしの夏は灌漑水に大へん困るであらうといわれておるのであります。私の秘書もその土地から参つておりますが、この間雨が降りましたら非常に喜んで、これでやっとふろに入ることができると申しておりました。ほとんどその十三部落の人々はふろの水が使えないのであります。ないのであります。こういう悲惨な鉱害に対して、炭鉱に持ち込みまして、鉱害であらうとは思ふけれども、おれの方の炭鉱という証拠がないから、簡単に払うわけにはいかぬというて、今日までもう何年も前からずっと被害は重なっておりますが、なかなか井戸の水あるいは灌漑水についての補償をしてくれないのであります。いたし方ないのであります。すから、二、三ヶ部落は、わずか二十戸、三十戸の部落であります。二、三百万円前後の費用を投じて機械揚水の施設をいたしておられます。しかしそれ炭鉱は補償してくれない。二、三回すでに調査をいたしたのであります。通産局の調査もいたしたのであります。九大の教授の实地調査もして貰った。ほとんどの人は、これは鉱害であらう、しかし全部がどの炭鉱の鉱害であるかということについてはわからないという返事でありまして、これを口実にして、炭鉱はおれの方じゃないというので、なかなか受け合つてくれません。こういう実情にある。何の罪とがもない農民がこれほどの被害を受ける。その水田、水稲については、おそらくこれは半作でしよ、それだけの被害を受けておるこの年々賠償に類する被害に対して、現在の法律ではなかなかこれを救える方法がない

のであります。被害者と加害者の直接交渉になつておる。こういう実態に対して通産省並びに農林省あるいは厚生省はこれを放置されるということは、私はとても許されぬと思ひますけれども、これに対するお考えをまずお伺いしたいのであります。現在の法規ではどこまでできるということ、今後の対策について一つ各省からの責任あるお答えを願ひたいのであります。

○池田田務大臣 最近の産業の発達の結果、いろいろ汚水問題の点が出ておるのであります。石炭鉱業は最近のこれではございませんが、実情を十分調査いたしました、適当な措置を考えたと思ひます。

○大野政府委員 ただいまも現状を承りまして、耕地の被害状況をよく承りまして、驚いておる次第でございますが、あるいは鉱業法の改正の問題に懸れるようなことになるのじやないかと思ひますが、災害の、今のようになれ責任がわからぬというふうな原因の究明などでも、問題点がまだあるようでございますので、そういう問題もいわれる公正な機関でそれらの査定をなしたものが決定できるような、そういう制度にするとか、制度的な問題でもそこ入れが要るようにならねばなりません。農業の立場でいきましては、天災の場合には、御承知のように手厚い方法がそれぞれ考えられておりますが、人災に關することになりますと、その原因の究明ということが解決しないとその次の話が進まないようなことがほかに多々例がございます。現実に被害がこのような状況であることはよく承りいたしましたので、なお相談をいたしまして、法の改正をどのような点

でなすべきものかというよりなことでも、われわれの側からも究明をいたしまして、改善をいたしたいと存じます。

○石橋説明員 井戸水の枯渇が鉱害によるというふうに認定せられました場合には、臨時石炭鉱害復旧法に基づきまして、代替施設として水道の敷設によつてこれを救うことができます。ただし鉱害の認定につきましては通産大臣が行なうことになっております。

○井手委員 問題は鉱害の認定なんです。認定ができないんです。たとえばここに一例を申し上げますが、これは福岡通産局鉱害部長から地元にあてた文書であります。藤川内の灌漑水不足については、明治佐賀炭鉱の採掘もその一因を占めておると推定されるが、山地の開墾伐採による雨水の滞水能力減退が藤川内川の流水の調整を悪くしていることも全く否定できない。どこに参りまして、鉱害とは思ふけれども、全部が鉱害とは思ふれない、こういう回答です。何回相談してもこういう回答、そうなりますと毎日ふろにも入れない。飲料水も何町も半道も遠いところにくみに行つて、相談をして、もらい水をしなくちゃならぬ。そういう不便を三百六十五日繰り返さなくちゃならぬのであります。鉱害の認定ができないものをどうして救うのか、これが問題です。通産大臣は調査して何とかしますということですが、それじゃいつまでたつても解決はできないのであります。これはあなたの方の出先の福岡通産局へも、私は毎月一回くらいは出向いて相談をいたしておりますが、なかなか解決ができない。こういう困つた問題をどう処理されるのか。認定できないからやむを得ないといふことでは、これは政治家としては済まないと思ひます。この点を私はお伺ひたいと思ひます。

○池田田務大臣 お話の鉱害の点につきましては、通産局も中に入りまして、いろいろ話をいたしまして、五月中には結論を出すことにいたしております。このことについては、被害者の方々も一応御了承なすつて、結論を待つておられる状況でございます。

○井手委員 私も立ち会つたり相談をしたりしておりますが、大体日には何つておりますが、五月中では困るのであります。苗代の時期の問題もありますので、四月中、おそくとも五月の初めまでには結論を出してもらいたいのであります。その点は石炭局長から福岡の方に指令を願ひたいと思つております。今日まで先祖代々水に心配なかつたところが、炭鉱の掘進によつて濁水した。しかし一方においては、それは証拠がない、おれの方じゃないという。スイカを二つに割つたように中を見るわけには参りませんので、それを口実にどんどんどんどん引き延ばされる。こういう場合にどうしたらいいのか、その点を私は大臣に聞いておるのであります。特に忙しいところをおいでを願つておるのには、そういう意味であります。法規の解釈とか、あるいは調査とかいうような問題ではなくして、だれが見ても鉱害と思ふれるもの、しかしそれが公式には断定できないという悲惨な居住民のこの苦しい立場に対して、どういふ手を打つべきものであるか、この点を私はお伺ひしておるのであります。

○池田田務大臣 鉱害の発生が特定の一人くらいなら話が非常に早いので

今後の構想を練られる上においても、農林省から直接調査されることが必要であると存じております。この点もあらためて直接御相談をいたしませう。また、厚生省にもその点一応お含みおきを願いたいと思っております。通産省も、こういう問題がどンドン各地に広がっております。従つて、従来のような構想ではなく、話がさばけないうときには本省から直接対策を講ずるという熱意を示してもらふことを、特に要望いたしておく次第であります。この問題については別個に御相談をいたします。大臣はけっこうです。

ついで、この機会に承りたいことは、炭鉱の買い上げに伴う鉱害の復旧、この鉱害復旧の単価が従来十九万一千円であります。その単価をもつては、ため池のようになった鉱害地を原状回復するということは困難だと

今後の構想を練られる上においても、農林省から直接調査されることが必要であると存じております。この点もあらためて直接御相談をいたしませう。また、厚生省にもその点一応お含みおきを願いたいと思っております。通産省も、こういう問題がどンドン各地に広がっております。従つて、従来のような構想ではなく、話がさばけないうときには本省から直接対策を講ずる

という熱意を示してもらふことを、特に要望いたしておく次第であります。この問題については別個に御相談をいたします。大臣はけっこうです。

ついで、この機会に承りたいことは、炭鉱の買い上げに伴う鉱害の復旧、この鉱害復旧の単価が従来十九万一千円であります。その単価をもつては、ため池のようになった鉱害地を原状回復するということは困難だと

存じます。ところによつては、六割程度しか復旧できないところもあるのであります。この点については、ちやうど一年ほど前、石炭局長から、それは非常に無理な最高限度であるから引き上げよう、三十四年度から実行いたしますしやうという約束をいただいておりますが、残念ながら農村を守る農林省の方の話がさばけないために今日に至っております。しかし、新年度か

らはこれを引き上げようということに、農林省も大体腹をきめられたようでありますが、いつから、どのくらい引き上げになる御意思でありますか。これは農林省にお伺いいたします。

○正井説明員 復旧事業費の最高限度の引き上げでございますが、ただいま御質問にもございましたように、通産省とも打ち合わせをいたしまして、で

きるだけ早く結論を得たいということ
で検討いたしております。ただいまま
での経過は御承知のようなことでござ
いまして、職種の賃金の改定等の際
に、それを契機にいたしまして――聞
くところによりますと、近くおちの
方の改定もあるようでございまして、
そういった点も参考にいまして、
ほかの事業――私どもいろいろ干拓で
ありますとか災害復旧事業とかをやっ
ておりますが、そういった事業との連
関等も考慮いたしまして、できるだ
け実情に合うように、まだいつとい
うことをたまだいま申し上げられませ
んが、本年度の事業には間に合うよう
にということできめたいと思っております。

○井手委員 災害復旧の場合には、こ
れは零細農家に対しては二十八万円だ
と私は記憶をいたします。平均耕作反
別で限度がきまつておるようでありま
す。開拓、ことに干拓などにおいては
三十万をこえておるものもあるのだ
ります。御存じのように、鉱害地は災
害を受けるような三等田などと違っ
て、一等田、二等田といういい田が多
いのであります。こういう場合、最高限
度をきめるのは、耕作反別も、もちろ
ん農家を救う意味において、所得を守
る意味において必要でありますけれ
ども、やはり経済効果というものを考
えますと、その水田の等級というこ
とも、いわゆる反収ということも私は
十分考えなくてはならぬと思うのであ
ります。そういうことをいろいろ考え
て参りますと、少なくともほかの災害
復旧などの例からいたしまして、二
十七、八万円には引き上げるべきであ
る、かように私は考えております。

○正井説明員 ただいま具体的な数字
について御質問ございましたが、私ど
も、いろいろその土地の復旧により
まして回復される生産量、そういった
ものを勘案しまして、経済効果等から
妥当度を試算いたしております。その
数字は、ただいま先生のおっしゃった
ような数字は実は出ておりませんが、
現在の数字はまあ上回っております
して、どの辺が妥当かということは、
災害復旧の場合は、経営規模、耕作面
積等の要素も加味いたしております
が、そういった要素の扱いをどうする
かというふうなことも関連いたしま
すので、ただいまどの程度ということ
につきましてはお答えいたしかねます
が、あしからず……。

○井手委員 それでは今の問題で締め
くくりて政務次官と石炭局長にお伺
いたしますけれども、引き上げの金
額は、あるいは二十七、八万じゃなく
て二十四、五万になるかもしれませ
ん。それは試算、いろいろの検討をさ
れてけつこうだと思ひますが、三十五
年度の事業費からは必ずこれを引き上
げるといふ、そのお約束だけは間違
いございせんか。ずっと私はだまされ
続けてきましたから、念を押しておき
たい。これは政務次官から一つ責任あ
る答弁を、石炭局長から、大臣にか
わつて答弁を願ひます。

○大野政府委員 ただいまの限度の引
き上げにつきましては、参事官が御説
明申し上げました通りに、諸般の要素
を取り入れまして検討をいたしてあり
ますので、農林省といたしまして、
三十五年度の事業としてこれが間に合
いますように鋭意作業を続けておりま
す。

○井手委員 やりますか。
○大野政府委員 やる意思で作業をい
たしております。

○井手委員 意思だということだが、
そんなあまいことではだめです。
将来大政治家になる人がだめですよ。
やりますか。

○大野政府委員 諸般の事情を承りま
しても、実際に取り残された仕事が多
くさん出ておるのは存じておりますの
で、先ほど述べました通りに作業を急
がせまして間に合うように努力をいた
します。

○井手委員 石炭局長、昨年もお約束
がございましたが、これは石炭局の方
は大丈夫だと思ひますが、三十五年
から実行していただけますか。

○樋口政府委員 ただいまの農林省で
やっております検討は、私は比較的
近い機会に結論が出るんじゃないかと
思っておりますので、その結論が出次
第、三十五年度からぜひやりたいと通
産省は考えております。

○井手委員 通産省は三十五年度から
ぜひやりたいとおっしゃっておる。実
は三十四年度からやるとおっしゃった
のを、あなたの都合で三十五年度に延
びた。農家を守るのはあなたの方です。
もつと色よい返事ができないはずはな
いと思ひます。政務次官どうですか、
おやりになりますか。

○大野政府委員 ただいま石炭局長の
方からもお話がありました通りで、農
林省としては農民の立場を守るべきで
ありますので、そのことは間違ひござ
いせんが、ただいま申し上げますよ
うに、作業が完了いたしております
ので、いついつからどうということ
をここで申し上げるわけにいかぬのであ
ります。やらねばならぬことは存
じております。

○井手委員 大体その辺で信頼して
おきましよう。
最後にお伺ひしたいのは、これも合
理化法案に伴う炭鉱の買い上げによる
鉱害の復旧問題であります。私が関
係しております炭害復旧事業、地名
は申し上げませんが、八十名程度の部
落の全面的な炭害復旧にあつて、炭
鉱と関係のあるごく一部、二名程度が
どうしても炭害復旧の事業に署名をし
ないという最後の難關に、今日ぶち当
たつておるのであります。そのため
に八十名のうちの七十八名は一日も早
くと起工を望んでおるのに、それがで
きないということは非常に情けない話
であります。もちろん説得をして調印
を求めなくてはなりませんけれども、
そういう事情の場合には、これは会社
とつうつうしているかどうか知りませ
んけれども、自分の意地を通すために判
を押さない、そのために炭害復旧がで
きないというふうな事態の場合には、
この二人を除外して早急に復旧させ
る、何かそういう方法があらうござ
いますか、その点を伺ひたいと思ひ
ます。

○樋口政府委員 現在の復旧事業団の
業務方法書では、今のお話のような際
に、その二人の反対を押し切つて基本
計画を立てるということではできかね
ると思ひますが、私の方では、ただいま
のようなお話――ほとんど大部分とい
うものは望んでおるのだ、ほんの一部
だけだ。これがかりに、大体半数以上

は欲したけれども、半分近い者がだめ
だという場合に強行するのは非常に無
理だと思ひますが、今のお話のような
場合には、これは事業団の業務方法書
を改定して、とにかく二人の反対はあ
るけれども、全体的な炭害復旧という
ものができるうちに、一つ基本計画の
認可を通産大臣に申請することができ
るような業務方法書の改訂ということ
をやらせたい、そういうことによりま
して大部分の方々の復旧の希望をかな
えさせてあげたいと思ひます。

○井手委員 鉱業法にもあるいは合理
化法にもあるいは業務方法書にも全員
でなくてはならぬとは、どこのすみ
に書いてないのであります。点一つ書
いてないのであります。そうであ
りまふならばたといは慣例はそうであつて
も、業務方法書を改訂しなくても私は
できると思ひます。そういう緊急
な、もう苗しるどきに近づいておりま
すから、もういすれかにきめなくちゃ
ならぬ時期に際際いたしておりますの
で、こういう場合には方法書を改訂し
なくても私はできると思ひますが、
どうですか。

○樋口政府委員 現在の業務方法書に
は全員とは書いてはございせんが、
被害者が炭害復旧することについて確
認のあるものというところで、被害者と
いふのはその際には一応全員と認んで
います。今までやつてきたわけござい
ます。ただ今お話のような場合は非常
にレア・ケースじゃないかと思ひます
ので、お話のような事態につきま
して、これはかりに一部に同意しない
という者があつてもかまわないから、と
にかく出してこいというふうな行政指
導をいたしたいと考えております。

○井手委員 それでけつこうです。それでは最後にもう一つ、今申しました関係の炭鉱の買い上げ、これは佐賀県の杵島郡であります。これははつきり申しませう。杵島炭鉱北方鉱業所の西坑の買い上げ、これは何回もこの委員会でも申し上げたところでもあります。その安定鉱害あるいは不安定鉱害の買い上げの対象になる地区は、杵島郡に限定されて売り渡しが行なわれておるのであります。ところが実は隣の武雄市の国鉄長崎線高橋駅周辺まで坑道を掘つておる事実があるのであります。その近くの武雄市朝日町接待並びに武雄市橋町二又、この二つの部落に脱水、陥落、家屋傾斜、こういう被害が出ておるのでありますけれども、そういう場合にはその鉱害補償の責任はどこにございませう。

○建設政府委員 これは抽象的に申し上げれば、とにかく石炭を掘つたことによつて相当離れたところに脱水、陥落が生じたといったような場合には、当然加害炭鉱に当該賠償の責任があると考えております。

○井手委員 加害炭鉱がすでに二年四カ月前ですか、売り渡したものはどうですか。

○建設政府委員 これはそのときに加害をいたしました古い鉱業権者と、それを事業団が買つておるといふことでございませう。現在の鉱業権者である事業団と連帯で賠償責任をとらなければならぬと思つております。

○井手委員 そこで非常に困つた問題は、これはどこの場合でも該当するのであります。炭鉱はやはり不安定鉱害などの鉱害補償のために、それに該当する金銭を供託しておると思うので

あります。そういったしますと、生産にいたあとであつた炭鉱側から賠償金を整備事業団に出すというところは実際問題として非常に困難であります。また整備事業団としても自分の方では当てにならない金を支払わなくてはならぬといふことになりまして、これはまた出し渋りまして、その問題は各地で起こつております。打ち切り補償に文句を言う、最近福岡県で問題になつております打ち切り補償の問題とは違つたのです。そういう新たにわかつた鉱害については、もちろん整備事業団と炭鉱が連帯して補償の責任に当たることは申すまでもありませんけれども、実際それが動行されてない。炭鉱は金は出したくない、整備事業団もお金を出したくない、この相談してもなかなか話がさばけない。そういった場合にはどうしたらいいのか。農民は泣き寝入りで済まされるわけには参りません。その点はどうか。

○建設政府委員 理論上いたしましては、これは先ほど申し上げた通り、つまり連帯責任があるわけにございませう。古い権利者と現在の権利者である事業団と、これがとにかくどちらかが直してやるというところでなければいかぬ。ただ一番問題は、はたしてそれが鉱害かどうかといふことについての、またいろいろの点であれがあるのじゃないか、こう思ひますので、具体的なケース一つ一つについてやはり鉱害といふゆる採炭との因果関係というようなどことをできるだけ調査いたしまして、その結果炭鉱を掘つたから起こつたのだといふことが明らかになれば、これは当然、もし鉱業権者が出し渋る

といふことであれば、これは事業団に責任があるわけにございませうから、事業団からも金を出して復旧させるというところをせざるを得ない。またそういうふうな非常に因果関係がはつきりした場合には通産省といたしまして現地の通産局をよく督促いたしまして、両者が連帯してその責任を完遂するように指導していきたいと考えております。

○井手委員 その指導の筋はわかつておりますけれども、それが実際には実行できないのであります。そこで重ねて農林省にお伺いをいたしますが、こういうふうな鉱害がはつきりわからないう片一方は一生懸命法の盲点をついて逃げ回る。この鉱害に対して片一方の農民はどうにもならぬ。家は傾く、水田は陥没して滅収になつておる。ところが鉱害という認定をなかなかしてくれない。だれだつて金を出し渋るの人情かもしれないけれども、もちろんこれには所有権本位の今の日本の法律がそれはしからしむるところではありますけれども、そのためにこうする農民の被害、これを守る農林省にかわつても世話してやるという、そういう態勢はとれないものでございませう。

今のところどういふものに対してはよくどころがないのであります。だれにたよつてよいかわからない。一応仲裁その他の制度はあるにいたしまして、なかなかこれは農民が忙しう仕事の間、汽車賃を費して一日も二日もかかつて、それが陳情の相手に会えるかどうかかわらないという、そういう困難な事情を考えますときに、これはやはり農林省が世話をすべきではないかと考えますが、そういう熱意を持つた構想はございませんか。

○大野政府委員 気持の上では当然そのあるべきものと思ひますが、制度がやはり一応ございまして、ただいまも鉱業権の賠償すべきものかどうかという原因の判定でひつかつておる現状でございまして、その言葉通りでは農林省がその解決を急ぐように関係当局に口添えをいたしたり、さらに催促をいたしたりすることはいたしても参るのでございませうが、ただ考えられますのはほかの地盤沈下などの問題が他の地区にもありまして、これは地盤沈下はいろいろ原因があると言われおるのであります。現実には御承知の新潟方面の亀田郷などの農地の被害に對しましては、やはり手を打つて灌漑用水の掘きくをいたさせたりして、事実もありましたので、そういう形で具体的な事例によりましてその原因が究明できないままでも、掘きく泉を掘らせましたり、そういう形で行政措置で水利の問題を救つたりしておる事例もございまして、ただいま申し上げられます方法としては、具体的な問題でそういう解釈も主張次第で成り立つという問題に對しましては、今までも手を打つた事例がございませう。先ほど述べましたような形で具体例をさらに検討いたしまして、そういう形で非常に原因が片寄つて、鉱害にあると一般的に結論断定はできないまでも、そういったことになつておる地区には、大蔵当局その他の関係もありまして、国の予算を注ぎ込むことに制約がございませう。大へん固い言葉になつて、その原因がはつきりせざる限りなかなか方法はなからうと申しておるのでござ

います。現実には、他の事例では、それらの原因のさだかでない場合にも、救済策をした事例はあるのでございませう。今回の例も検討させていただきます。

○井手委員 最後に、鉱害の問題は重大であり、申し上げれば数限りない実例もありまして、非常に困つておるのであります。端的に困つておるので。幾ら炭鉱に相談したつて、言葉をあいまいにして受けつけてはくれないう。それじゃ法的根拠はどうかと言へば、鉱害の認定という問題で、これはなかなか困難です。その点については、今直ちに、これにどんびしり合ひするような御答弁がでないことも承知いたしておりますけれども、このままでは、もう断じて放置できない重大な問題でございまして、石炭局でも農林省でも、格段の御配慮をいたしたい、これを強く要望いたしました。私の質問を終わる次第であります。

○中村委員長 他に御質問はございませうか。——他に御質問はないようでありますから、両案に對する質疑は終局したものとして認めるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、両案に對する質疑は終局いたしました。本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

昭和三十五年四月十一日印刷

昭和三十五年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局